

3 医国第 90786 号
令和 4 年 1 月 6 日

各関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

「感染予防対策期」から「感染警戒対策期」への移行について

昨年 12 月から、全国各地でオミクロン株等による感染者の漸増が見られるなど、感染拡大傾向にあり、本県においても、先月 29 日に報告したデルタ株陰性の検体について、県環境保健研究センターにおいてゲノム解析を行ったところ、オミクロン株の陽性が確定しました。

さらに、昨年 11 月 13 日から 12 月 26 日までの 44 日間、新規感染者数ゼロの日が続いておりましたが、1 月 1 日までの直近 1 週間で、6 人の感染が確認されました。

本県では、11 月 20 日以降、「感染予防対策期」として、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、社会経済活動の維持・回復に向けた取組みを行ってまいりましたが、この度の感染状況を受け、香川県対処方針に基づき、1 月 3 日（月）から、対策期を 1 段階引き上げ、「感染警戒対策期」に移行することとしました。

感染力が強いと言われているオミクロン株が確認され、今後の感染再拡大につながらないよう十分に留意する必要があることから、県民の皆さまには、これまで以上に、外出の際には油断することなく、適切な感染防止対策を徹底のうえ行動していただくようお願いするとともに、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる方は、県の登録を受けた医療機関、薬局等において、PCR 等の無料検査を受けていただくようお願いしております。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「感染警戒対策期」における県民の皆さまへのお願い」(資料 1)、「感染警戒対策期における対策（1 月 3 日以降）について」(資料 2)、「オミクロン株の県内発生を踏まえた PCR 検査等の受検要請について」(資料 3) の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願いします。